

平成 27 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書Ⅰ

【インクルーシブ教育システム構築モデルスクール】

教育委員会名

山形県鶴岡市教育委員会

概 要

モデルスクールの概要（平成 28 年 2 月 28 日現在）

	モデルスクール名	在籍者数	教職員数
1	鶴岡市立朝暘第二小学校	414 名	36 名
2	鶴岡市立羽黒第二小学校	162 名	18 名
3	鶴岡市立温海小学校	135 名	16 名
4	鶴岡市立鶴岡第二中学校	473 名	42 名

【事業概要】

1. モデルスクールの特色（特別支援教育に関する事項）

本市では、特別支援教育講座の開設や専門家チームによる巡回相談を継続し特別支援教育の推進を図るための体制を構築している。しかしながら、児童生徒や保護者のニーズに応じた支援をさらに充実させるためには、連続性のある学びの場を提供できる体制整備の充実が必要であると考え、平成 26 年度から本事業に取り組んでいる。

モデルスクール 4 校には、いずれも複数種の特別支援学級が開設されており、校内において特別支援教育にかかわる組織が整備されている。また、市の就学判断と異なる学びの場に在籍しているケースや新たな特別支援学級の立ち上げを検討しているケースがあるなど、合理的配慮や多様な学びの場の在り方を検討していくのに十分な成果が期待できる学校である。

特に、3 校は昨年度からの継続であり、児童生徒の変容に応じて長期的かつ多様な視点で合理的配慮を検討できるとともに、教職員や周囲の児童生徒の理解がより一層深まることが期待できる。

2. 取組の概要

【教育委員会がモデルスクールに対して行った取組及び支援】

- ① モデルスクール4校それぞれに合理的配慮協力員を配置した。
- ② 運営協議会を開催し、事業の進捗状況を把握するとともに、アドバイザーより事業の推進について指導助言を得たり最新の情報を教示していただいたりした。
- ③ モデルスクールを含む全小中学校の教職員を対象に特別支援教育講座を開設するとともに、特別支援教育コーディネーター連絡会や巡回相談を実施した。
- ④ モデルスクール4校を含む全小中学校に本事業の実践報告集を配布するとともに、小中学校全教職員にインクルーシブ教育システム構築を啓発するパンフレットを配布した。

【モデルスクールとして行った取組】

- ① 合理的配慮協力員の活用を含めて特別支援教育に関わる職員配置体制を構築するとともに、本事業の推進を含めインクルーシブ教育システム構築について全教職員で共通理解を図った。
- ② 管理職、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、担任等と合理的配慮協力員が連携しながら対象児童生徒に提供する合理的配慮を検討し、保護者とも合意形成を図った。
- ③ 対象児童生徒の実態や保護者の願いを受けて、対応できる範囲で基礎的環境整備を行った。
- ④ 既存の個別の教育支援計画、個別の指導計画を見直し、合理的配慮についても記載した。

3. 成果及び課題

【成果】

① 合理的配慮の提供による児童生徒の変化

モデルスクール4校では、いずれも合理的配慮協力員と関係職員が連携して対象児童生徒の実態にふさわしい合理的配慮を検討し提供した。これにより対象児童生徒の学習上や生活上の困難が改善したり自分なりの方法を見付けたりすることができるようになってきた。発達段階によることではあるが、大人から一方的に提供されるだけでなく、「どうすれば学習／生活しやすいか」を自分で考えたり一緒に相談したりすること自体が自己理解につながり、合理的配慮の効果が高まった。また、合理的配慮協力員を核として担任を含む多くの教職員が関わったことにより、連続して合理的配慮を提供できる体制が整備された。対象児童生徒は安心して登校し、それぞれの課題に挑戦しながら意欲的に学校生活を送っている。

② 教職員の意識の変化

モデルスクール4校においては、対象児童生徒にふさわしい合理的配慮を検討するに当たり、校内体制を整えて職員間で共通理解を図ることはもちろん、その内容によって保護者や関係機関と連携を図るなど、合理的配慮協力員を核としたネットワークが広がった。教職員の理解が深まったことは、対象児童生徒だけでなく全ての児童生徒についても、その実態に応じて適切な配慮が検討されているかを確認するきっかけとなった。特に、教科担任制である中学校においては、教科担任間の情報共有が十分でないために教科によって支援に差が出てしまうことがあった。しかし、本事業を通してインクルーシブ教育システムや合理的配慮に対する理解が深まり、全校体制で取り組んだことによって教科の枠を超えて合理的配慮の提供が可能となった。

さらに、全小中学校の特別支援教育コーディネーターが集まる連絡会において本事業について説明したり報告集やパンフレットを発行したりして啓発したことにより、市全体としても合理的配慮の提供に対する理解が深まった。

【課題】

① 合理的配慮の程度と就学先の検討

各校において合理的配慮の提供に対する理解が深まり、本人や保護者の願いを受けて最大限の配慮を提供しようとする雰囲気が醸成されつつある。それにより児童生徒の学びが充実しているケースがある一方、就学先を選択したり合理的配慮を提供したりするに当たって、本人にとって最適なものになっていなかったり体制面で無理が生じたりしているケースがあることも事実である。特に、就学先については、本人の実態を見極め将来的な自立に向けて必要な教育を受けられる学びの場を適正に選択できるよう、早い段階で保護者に情報を提供したり教育相談を重ねたりすることが重要であるとする。

② 合理的配慮協力員の継続配置

モデルスクールにおいては、合理的配慮協力員を配置したことで各校の特別支援教育体制が再構築され児童生徒の学びが充実した。このことをモデルスクールのみならず市全体としてさらに広めていきたいと考え、次年度は市独自で合理的配慮協力員を配置できるよう予算措置している。合理的配慮協力員の配置を含め、市の特別支援教育システムを再構築していくことが今後の大きな課題である。